

特定地域づくり事業協同組合について

総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課

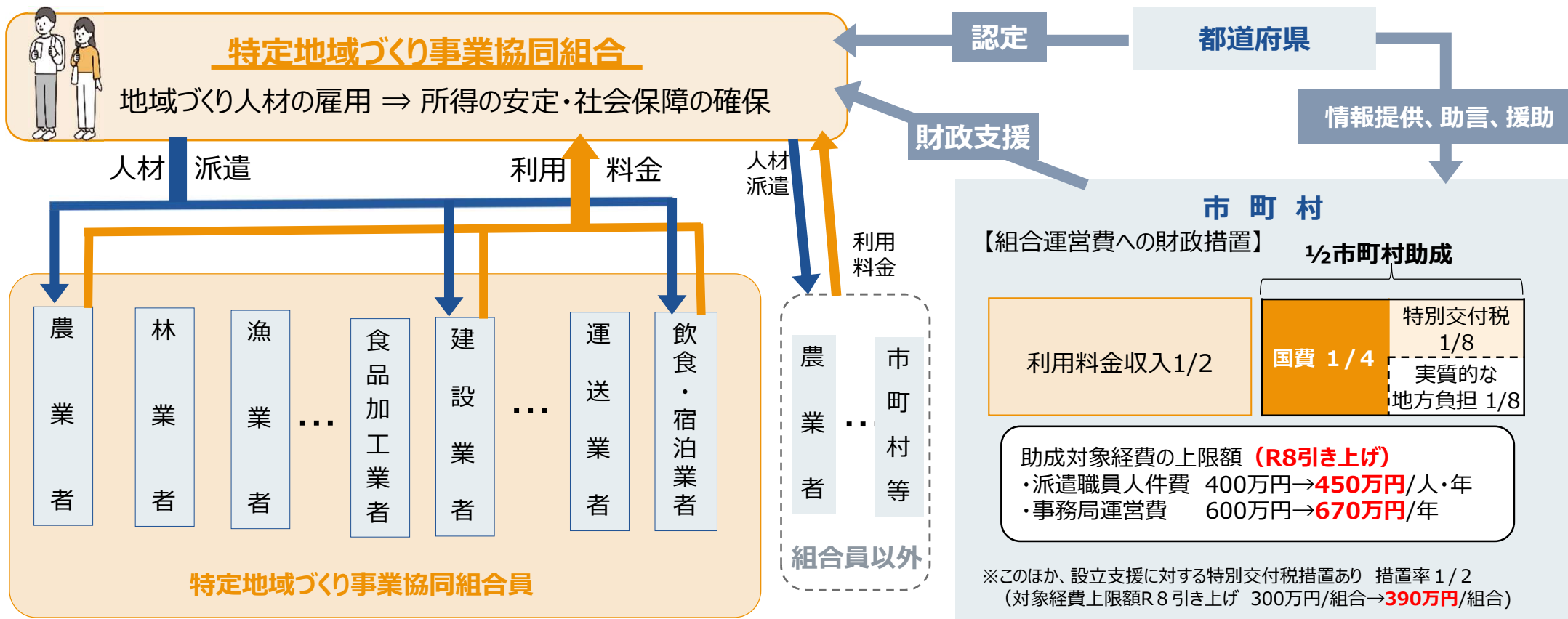
特定地域づくり事業協同組合制度

R8当初予算額 6.2億円
 (R7当初予算額 5.6億円)
 ※内閣府予算計上

PR動画は
[こちら→](#)



- 地域人口の急減に直面している地域において、特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域づくり人材を育成するとともに地域社会の維持・地域経済の活性化を図る。



POINT

- 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出、地域の担い手を確保
- 対象は、人口規模や密度等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
- 事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 令和7年3月に改正法が成立し、組合員以外への派遣について利用規制を緩和
 （員内利用の20%まで → 関係市町村等への派遣に限り、員外利用規制の上限を員内利用の50%まで緩和）

特定地域づくり事業協同組合制度の活用方法のイメージ

4月



農業

5~10月



飲食業

11~3月



酒造業

通年



介護事業

or



こども園

AM



小売業

PM

創意工夫により様々な活用が可能

特定地域づくり事業協同組合制度が地域にもたらす効果

地域内の雇用創出

- 833人の派遣職員（R6.4.1時点）の派遣先として、計843事業者の仕事を組み合わせることで雇用を創出

担い手不足の解消

- 担い手不足の業種にも職員を派遣

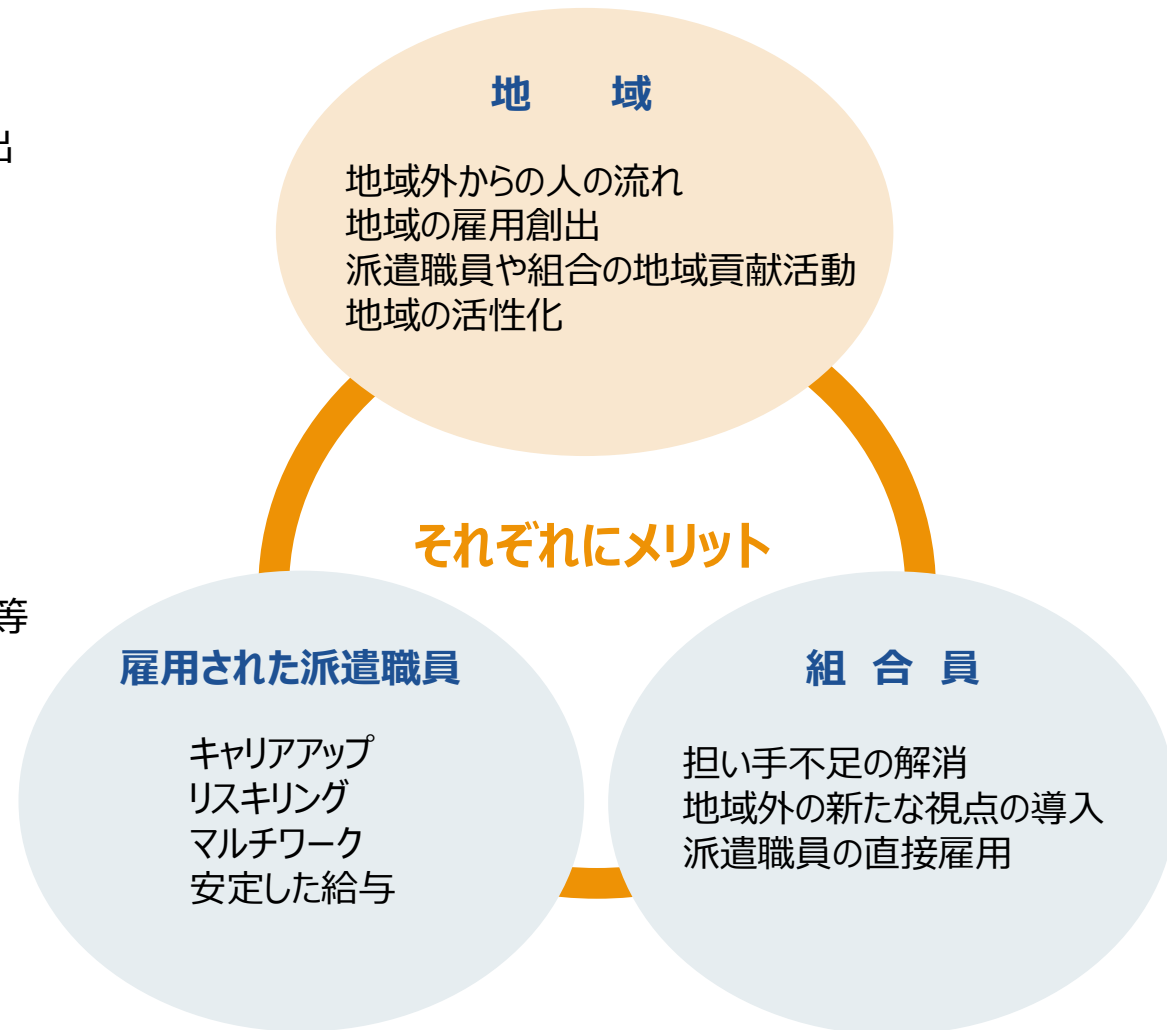
地域貢献

- 地域内の草刈り、清掃活動等への参加
- 地域のお祭り、イベント等への参加
- スポーツ教室講師、音楽活動等の地域貢献の実施 等

※音楽の専門教育を受けた若者が職員として雇用され、音楽活動を行うことで地域社会の文化の質の向上に貢献するような事例あり

リスキングの推進

- 組合のキャリアアップ措置等の事例
 - ・大型特殊免許取得費用の助成（農業関係）
 - ・草刈機等の取扱研修（林業関係）



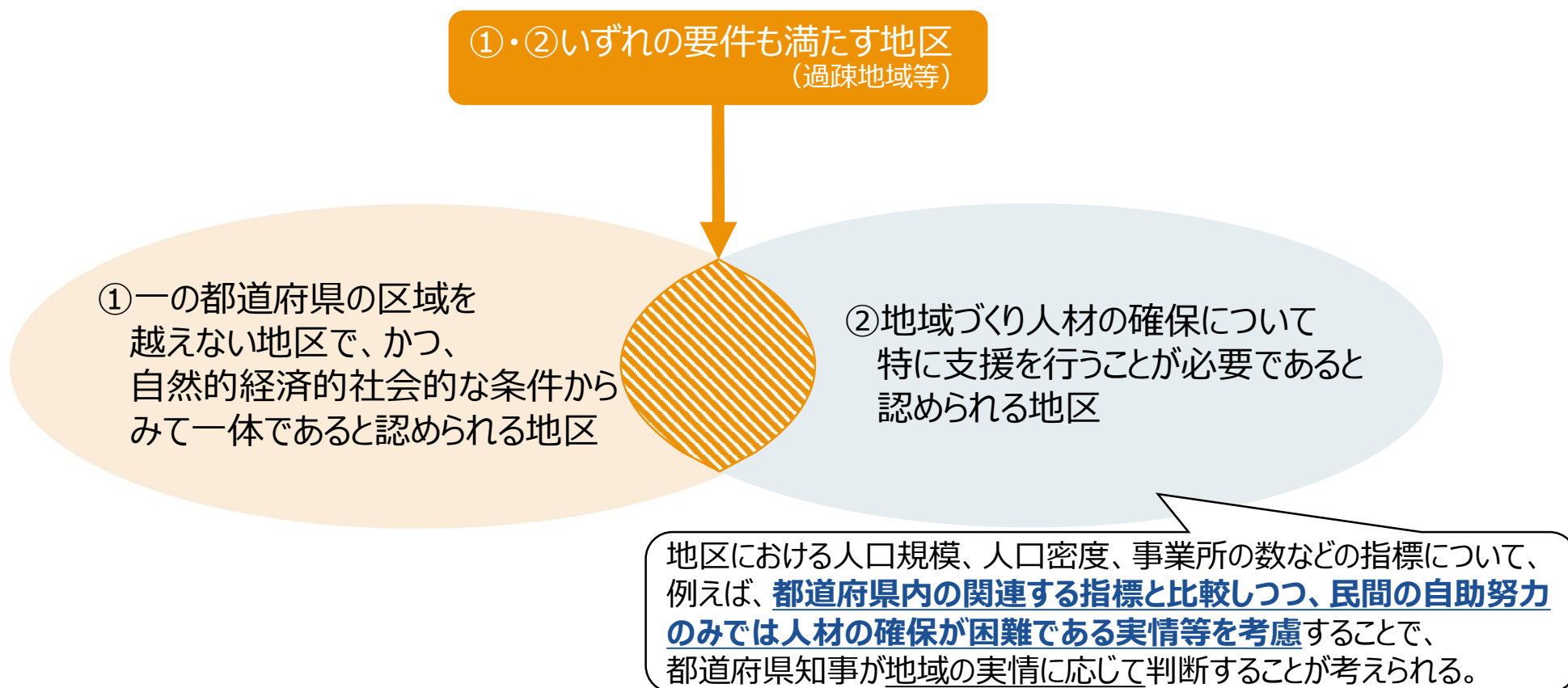
特定地域づくり事業協同組合の認定基準（地区の適合性）

人口急減地域であって、組合の活動範囲となる地区が次のいずれにも該当すること（法3条3項1号）

- ①一の都道府県の区域を越えない地区であって、かつ、自然的経済的社会的条件からみて一体であると認められる地区であること。
- ②その人口規模、人口密度及び事業所の数並びに経済的社会的状況に照らし、地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区であること。

想定される地区の単位

- 市町村単位
 - 平成の合併前の旧市町村単位
 - 複数の市町村又は旧市町村単位
- ※一つの市町村に複数の組合（旧市町村単位等）を設立することも可能



特定地域づくり事業協同組合の認定基準（就業条件への配慮）

一定の給与水準を確保

地区内の他の事業者の
正規職員の給与等の水準
を踏まえ一定の水準を確保
※同一労働同一賃金に留意が必要

社会保険・労働保険に加入

組合の職員は
健康保険・厚生年金保険に
加入

教育訓練、職員相談の体制整備

派遣労働者の
キャリア形成のための
段階的・体系的な教育訓練

組合で働く
職員のメリット

所得が保障される

年金が支給される

地域と関わりながら
キャリアアップできる

地域づくり人材の確保

移住・定住の足がかりへ



地域内の
若者等

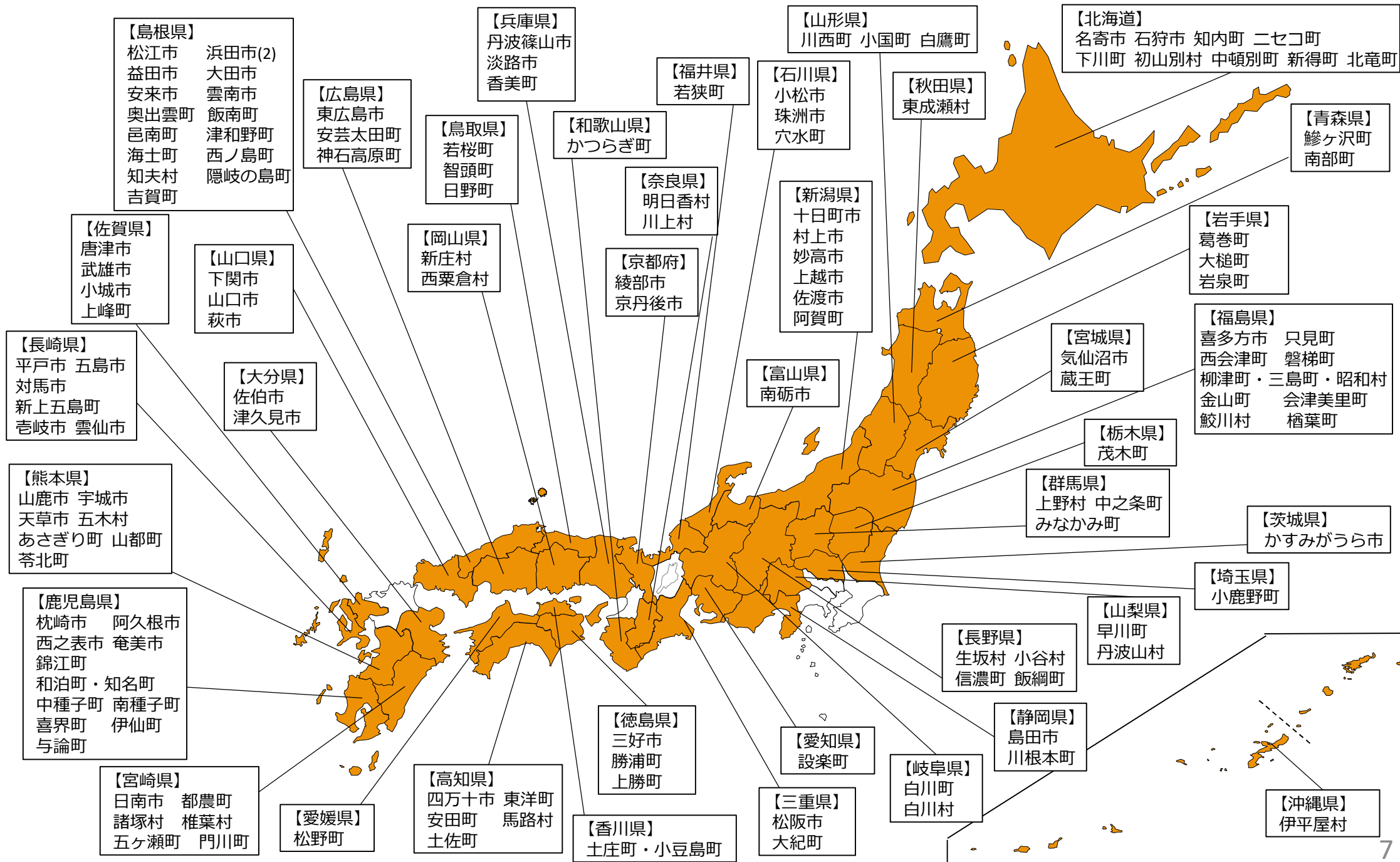


地域外の
若者等

特定地域づくり事業協同組合 認定状況

組合数 141組合 (41道府県144市町村)

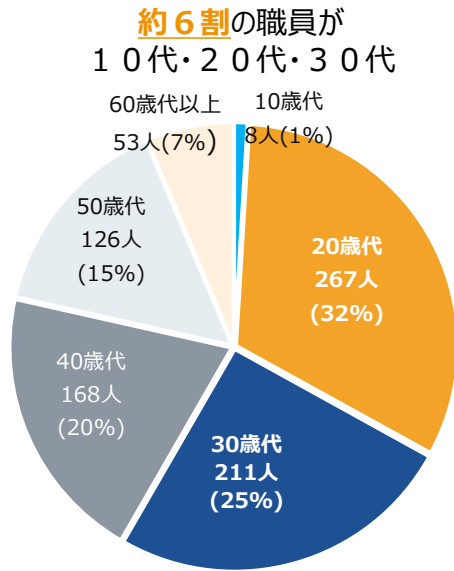
※R8.4.1現在 (交付決定ベース)



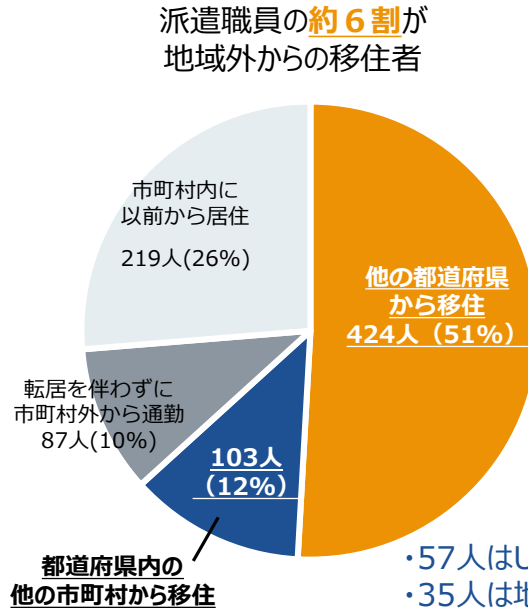
特定地域づくり事業協同組合の現状について

令和7年4月1日までに採用された派遣職員の総数は、**833人**

派遣職員の年代比

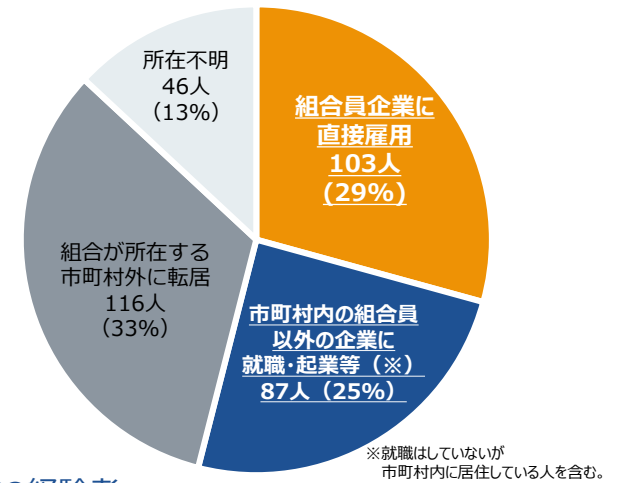


派遣職員の居住状況



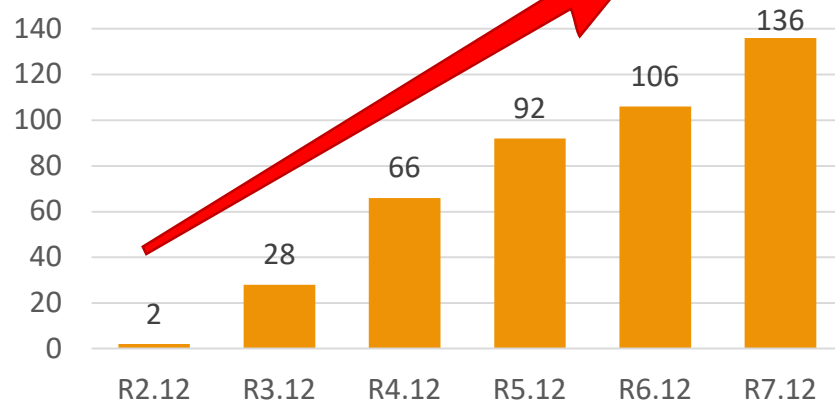
派遣職員の退職後の動向

これまでの退職者のうち約半数が組合の所在する市町村でそのまま定住



組合数は、今後も増加が見込まれる

組合数の推移



令和7年12月1日時点の制度活用意向調査 (対象：1,718市町村)

活用意向あり	認定済み	140市町村	188市町村
	令和7年度中認定見込	3市町村	
	令和8年度中認定見込	33市町村	
	令和9年度中認定見込	12市町村	
検討中			242市町村
		計	430市町村

特定地域づくり事業協同組合制度の令和8年度の見直しについて (補助対象経費の上限額等の引き上げ)

○人件費の上昇を踏まえ、組合の運営や設立に係る**補助対象経費等の上限額を引き上げ**

1. 運営経費に係る補助対象経費

派遣職員人件費：400万円 → 450万円/人 **事務局運営費：600万円 → 670万円/組合**

2. 設立経費に係る特別交付税措置の対象経費

300万円 → 390万円/組合

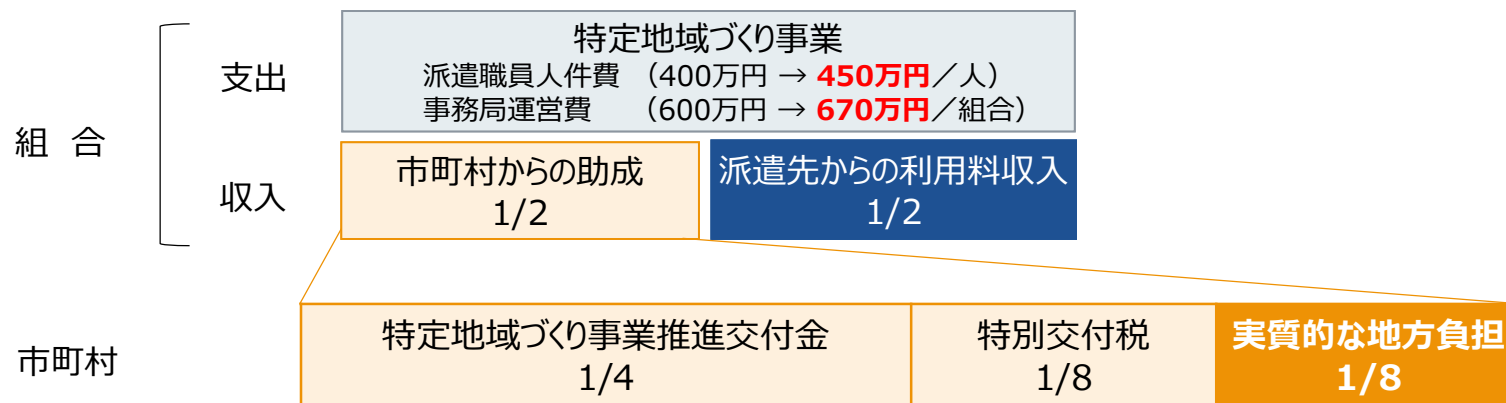
1. 組合運営費に対する財政支援

国庫補助

・組合運営費の1/2の範囲内で公費支援（国1/2、市町村1/2）

特別交付税措置

・特定地域づくり事業推進交付金に係る事業の実施に伴って負担する経費（措置率1/2）



2. 組合設立に対する財政支援

特別交付税措置（組合設立年度のみ）

・組合への設立支援に関して、市町村が行う単独事業の実施に要する経費

① 設立時の財産的基礎形成への支援（寄付金等） ② 設立準備への支援（調査、登記、施設改装、設備、アドバイザー等）

・対象経費上限額 300万円 → **390万円/組合**（措置率1/2）

特定地域づくり事業推進法の一部改正の概要

1 市町村等への派遣に係る員外利用規制の緩和（令和7年7月1日施行）

市町村と組合のニーズの一致

- ✓ 市町村…直営施設(スキー場など)やイベント時期などの**人手不足**
- ✓ 組合…**閑散期**(農閑期など)の**派遣先**確保による雇用増

しかし、市町村への派遣には制約あり(中小企業等協同組合法)

- ✓ **市町村**は**組合員**になることができない
- ✓ 組合員以外の利用(**員外利用**)は員内利用の**20%**まで
組合・市町村から、市町村への員外派遣について、規制緩和の要望

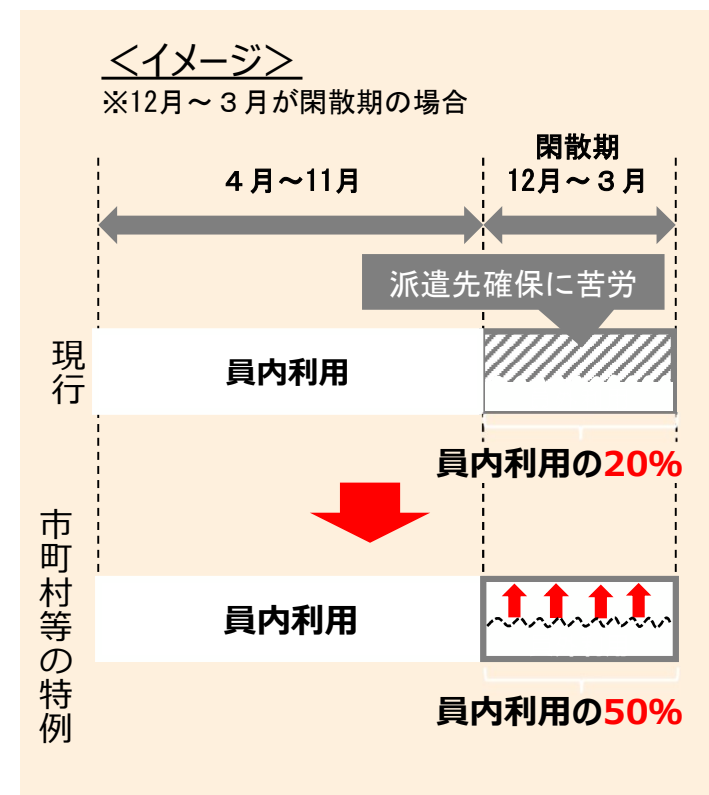
市町村等への派遣に限り、員外利用規制を員内利用の**50%まで緩和**

2 内閣府の事務の期限延長（令和7年3月31日施行）

弾力的な予算対応のため、内閣府で予算確保等の事務を行う仕組み(令和7年3月31日まで)

今後も組合数の増加が見込まれるため、引き続き弾力的な予算対応が必要

内閣府の事務の期限を**5年延長**（令和12年3月31日まで）



特定地域づくり事業協同組合制度のPR動画について

総務省では、特定地域づくり協同組合制度のPR動画を作成しました。
総務省WEBサイトで公開中です。
制度についての詳しい説明も掲載しています。
ぜひご覧ください！

制度編では、制度概要を紹介しています

- ・新たに担当になった方
 - ・組合を管轄する市町村職員の方
 - ・実際に組合として活動している方
 - ・組合を立ち上げる事業者の方
- にぜひご覧いただきたい内容になっています。

組合編では、実際の組合の方、事業者の方、派遣職員の方の生の声をお届けしています！

PR動画・制度概要はこちらから！
事業者の方にも是非周知をお願いします。
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tokutei_chiiki-dukuri-jigyuu.html



総務省トップ > 政策 > 地方行政 > 地域力の創造・地方の再生 > 特定地域づくり事業協同組合制度

地域力の創造・地方の再生

▶ [地域力の創造・地方の再生](#)

▶ [地域おこし協力隊](#)

▶ [地域活性化起業人](#)

▶ [カル10,000プロジェクト](#)

▶ [ローカルスタートアップ支援制度](#)

▶ [特定地域づくり事業協同組合制度](#)

▶ [地域運営組織](#)

▶ [移住・交流情報ガーデン](#)

▶ [関係人口](#)

▶ [ふるさとワーキングホリデー](#)

▶ [お試しサテライトオフィス](#)

▶ [ふるさと交流プロジェクト](#)

▶ [地域人材ネット\(地域力創造アドバイザー\)](#)

▶ [地域企業人材支援事業](#)

▶ [人の流れの創出した効果的移住推進事業例集](#)

▶ [エネルギーインフラプロジェクト](#)

▶ [特定地域づくり大賞](#)

▶ [過疎対策](#)

特定地域づくり事業協同組合制度

地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業※を行う事業協同組合に対して財政的、制度的な支援を行っています。

※ 特定地域づくり事業とは、マルチワーカー(季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事)に係る労働者派遣事業等を言います。

< 特定地域づくり事業協同組合制度って何? ~制度編~ [自治体職員の方向け] >



< 特定地域づくり事業協同組合制度って何? ~組合編~ [一般の方向け] >



特定地域づくり事業協同組合制度とは